

社会林業（17）

増田 美砂

発展途上国における林野制度（3）植民地期の熱帯雨林

今日のインドにおける森林と林地

このコラムは標題に発展途上国を掲げつつ、これまで紙幅の大半をインドの説明に費やしてきた。なぜ日本の海外林業関係者の多くにとって関わりのないインドに注目するのか、ここに改めて理由を述べると、熱帯林業をめぐるひとつの規範が19世紀のインドで確立したからである。その季節林が産するティークの管理経営に端を発した林野制度は、のちに英領アフリカにも適用され、相互に類似した法体系を生み出していった。それは林地という空間を他の土地利用から切りはなす作業を骨子とし、インドやインドネシアのジャワ島では、さらに林業経営体の整備や経営計画の策定へと展開した。しかし森林資源に経済的価値が見いだされなかつたアフリカでは、森林法の制定による林地の囲い込みは開始されたものの、林産物生産に必要な基盤整備はおこなわれなかつた。そもそも森林局という組織の運営に必要な人員も、十分配置されなかつたのである¹⁾。これは英領アフリカだけでなく、仏領アフリカにも共通してみられる特徴である。

また本家のインドといえども、すべての地域で軌を一にして森林局による経営基盤が整つていったわけではない。藩王国等、当時面積の40%近くを占めていた大小さまざまの間接統治領の多くは森林法の適用外にあり、統治者による経済性の高い樹種の占有など、封建的な特権も残存していた。

今日のインドは、立法権を有する29の州と、中央政府の保護下にある6つの連邦領（Union Territory）によって構成されており、スマトラ沖地震で被害を受けたアンダマン・ニコバル諸島は後者に含まれる。前者のうち、首都のあるデリー州を除いた28州について、インド環境森林省による2001年森林資源アセスメントから、①州面積に占める森林被覆率、②州面積に占める林地率、③林地面積に占める未区分林率を算出すると、州の間に大きい隔たりがあることがわかる²⁾。なお、森林被覆率が衛星画像解析によって把握された植生をあらわすのに対し、林地率とは国有林に組み込むべき区域の面積をあらわし、境界の画定した国有林、暫定措置としての保安林、および未区分林からなっている。

私がインドに関心を寄せるもうひとつの理由は、このような国内の多様性にある。すなわち、連邦法たる1927年インド森林法、ならびに独立後2度公布された国家森林政策

Misa Masuda : Social Forestry (17) Forest Administration in Developing Countries (3) : Tropical Rain Forest during the Colonial Period

筑波大学生命環境科学

という枠組みを共有しつつ、なおその実施状況や森林資源の変化において地域的差異のあるインドをみるとことによって、他の発展途上国における森林をめぐる動向の背後にあるメカニズムを読み解く手がかりがつかめるのではないか。

FAO の 2000 年世界森林資源アセスメントは、森林資源の変化とその他の経済社会指標との間には相関が見いだせないとしている^{③)}が、はたしてインドでも同じことがいえるのかどうか。上記①～③の指標に対し、2001 年センサス^{④)}より ④人口密度、および⑤人口に占める指定少数民族の比率、また 1991 年センサスより ⑥農村人口率（2001 年センサスの結果は未入手）を加え、それぞれの相関関係をみると、次のことがわかる。

- ・農村人口率は、他のどの指標とも相関がない
- ・森林被覆率と林地率には強い正の相関がある ($r=0.82$)
- ・森林被覆率と未区分林率にも相関がある (0.63)
- ・指定少数民族の比率と森林被覆率および未区分林率との間にも相関がみとめられる（それぞれ 0.79 および 0.59）
- ・人口密度と森林被覆および少数民族の間には、弱い負の相関がある (-0.59 および -0.53)

すなわち人口が少なく森林の卓越した地域では、林地の画定に時間を要し、そのような地域には少数民族が多く居住しているとみることができる。因みに指定少数民族とは、指定カーストとならびインド憲法の附則にリストアップされている人々をあらわし、社会的弱者として特別な配慮がなされるべき存在とされる。

このように森林とのかかわりが深い指定少数民族に注目し、対人口比が 85～95% と最も高いミゾラム、ナガランドおよびメガラヤの 3 州をとりあげると、いずれもミャンマーとバングラデシュの間に入り込んでいるインド北東部の丘陵地帯に位置している。インド国立情報センターが提供するポータルサイトによると^{⑤)}、これらの地域の年間降水量 2,500 mm～5,000 mm 以上あり、km²当たり人口密度は 42～120 人とインドにあってはとりわけ低く、移動耕作が森林破壊を引き起こしているとして問題視されている。

一方 1899 年の森林管区を示す地図をみると、ナガランドおよびメガラヤはすでにポンベイ州 (Presidency) のアッサム管区 (Division) に組み込まれており、メガラヤでは、52 mile²にすぎなかったとはいえた国有林の境界区分も始まっていた^{⑥)}。それに対し、19 世紀にかけてのミゾラムでは部族間抗争が絶えず、20 世紀に入ると後進地域 (Backward Tract) に指定されることになった。独立以降は連邦領となり、次にアッサム州に組み込まれ、州となったのは 1987 年である。ところが林地面積をみると、ナガランドおよびメガラヤでは、それぞれ 90.5% および 88.2% がまだ未区分林をなしているのに対し、歴史的に隔絶されていたはずのミゾラムでは、44.7% がすでに国有林として画定し、未区分林は 32.9% と、北東部諸州の中でも最も低くなっている。

これら 3 州の現状にみられる相違が何に起因するのか、その分析は今後の課題であるが、ミゾラムに通ずる一例として、インド南西部に位置するケーララ州をとりあげてみよう。湿潤気候に位置する点では北東部に類似するが、少数民族の比率は 1.1% と低い。

◎熱帯林業講座◎

一方州の km^2 当たり人口密度は、2001 年センサスで 819 人となっており、インド全国の 313 人を上回るだけでなく、世界的にみてもきわめて高い値を示している。

現在の州の領域は、1947 年の独立当初、植民地期には藩王国であったトラヴァンコール州およびコーチン州、そして直轄領であったマドラス州のマラバール地区に分かれていた。1956 年にこれら 3 地域が合併して現在のケーララ州が生まれると、州政府は土地や森林資源にかかわる制度の統一をはからなければならなかった。農地については、1963 年に農地改革法が施行され、その結果植民地期から続いている地主制は解体された。また 1961 年の州森林法、そして 71 年の「ケーララ州における私有林の政府への帰属およびその農業従事者ならびに農業労働者への耕作のための委譲を認める法律」により、農地改革法の適用から外れた私有林のうち、劣化や耕作者による占拠から免れた部分は、事実上州政府により接収されることとなった。

現在、この私有林法により国有林に組み込まれた既得林 (vested forest) は、林地の 15.8% を占めている⁷⁾。また州面積の 28.6% を占める林地のうち、98.4% は国有林として境界が画定しており、わずかの保安林を残しているにすぎない。林地の国有林化そのものの是非はのちの議論にゆずるとして、少なくともケーララ州の例からは、森林ガヴァナンスのあり方如何で、歴史的背景の克服や高人口圧のもとでの森林資源の維持が可能であることが読みとれる。

植民地期の熱帯雨林

インドの森林をめぐる状況からは、間接統治か直接統治かという歴史的背景の差は必ずしも現状にとって規定的要因とはなっていないこと、むしろ人口が希薄で移動耕作が営まれているという条件の方が林地の画定を阻害していることがうかがえる。

翻って東南アジアをみると、すでに述べたように、かつてインド植民地の一部だったミャンマーは、ティークの主産地であったにもかかわらず希薄な人口と移動耕作という条件のため、インド北東部と同様多くの未区分林を残している。その他の地域で英国が地歩を固めていたのは、ペナン、マラッカおよびシンガポールからなる海峡植民地 (Strait Settlements) だけであった。英国の版図にとって、東南アジアは東の辺境にすぎず、中国との交易ルートの確保が東南アジア支配の眼目であった。その結果、マレーシア半島とブルネイではスルタン王国が温存され、サバは英領北ボルネオ会社が經營しており、サラワクはジェームズ・ブルックに始まるブルック家 3 代の私領地をなしていた。

これらの地域でも、旧大陸における西の辺境として対比できる西アフリカとほぼ時期を同じくして、1930 年代前後から林野制度が整備されるようになった。ところが英領西アフリカでは第 2 次大戦までに国土の 10~20% が林地に指定されたのに対し、例えばサラワクでは、より規制のゆるやかな保安林を含めても 5.5% の境界が画定したにすぎなかった⁸⁾。半乾燥地におけるアクセスの容易さに較べ、熱帯雨林という環境が作業を阻んだものと考えられる。

そもそも植民地期の熱帯雨林は、経済的にはさしたる意味をもたない存在であった。

木材のように単位体積あるいは重量当たり単価の低い産物が広域に流通するには、輸送能力の向上を待たなければならない。植民地期に伐採がすすんだティークも、遠路ヨーロッパまで運ばれたのではなく、主として域内で消費されていた。技術的にみても、季節林の産するティークが人力や畜力で伐採・搬出できる大きさであるのに対し、熱帯雨林の産する大径材をあつかうには機械力を必要とした。その上人口が希薄とあっては、政治的にも支配をする上での動機付けに欠いていたのである。

英領ボルネオについていえば、初代ブルックが居を構えた1840年代のクチンは、40軒のみすばらしい中国人の店があるだけの小さな集落で、レンガ造りの家がないのはもとより、木造家屋に住んでいるのもブルックとその取り巻きのみ。軒先までジャングルが迫り、ブルックの所有になる1艘のスクーナー船が外部の世界との唯一の絆であると描写されている⁹⁾。植民地化以前にはボルネオ島沿岸部一帯を支配していたとされるブルネイも、ブルック家や北ボルネオ会社に次々と領地を割譲した挙げ句、20世紀はじめにはすでに瀕死の小国となりはてていた。首都は入り江の奥の浅瀬に固まった悪臭漂う千軒ほどの杭上家屋の集合体で、コレラや天然痘がたびたび流行し、スルタンの住まいは宮殿とよぶにはほど遠いあら屋にすぎなかったと描かれている¹⁰⁾。

東南アジアの熱帯雨林帶に資本や人口が集まるようになるのは、アマゾン産のゴムなど低地に適した外来作物が導入され、プランテーション経営がさかんになった20世紀以降になってからである。開発の進んだ地域のひとつであるマレー半島では、鉄道建設に向けて硬材の伐採がおこなわれるようにになったものの¹¹⁾、その量は独立以降に展開した伐採の比ではない。

オランダ領東インド（今日のインドネシア）についてみると、直接統治下におかれていたジャワおよびマドゥラ島は主として季節林帶に位置し、ティークを産していたため、インドと同様19世紀末には森林局による直営体制が整っていた。その他の地域は外領とよばれ、ライセンスを取得した企業により、局的に生産がおこなわれていたにすぎない。ジャワ・マドゥラ島は面積で1割にも満たないだけでなく、当時すでに森林は20%代まで減少していたのに較べると、統計上把握されていない部分があるとはいえる、1930年代の外領全体における年間生産量50～100万m³は決して多いとはいえない（図1）。1931年から34年にかけて生産量が落ち込んでいるのは、世界恐慌の影響による。これらのうち、数万m³程度の一般材製材品や黒檀や鉄木など少量の特殊材が輸出されではいたが、大半は国内で消費されていた¹²⁾。ジャワ・マドゥラ島のティークについても、もともと輸出量は主伐材の1割に満たなかった。仕向先はオランダや南アフリカである¹³⁾。

このように、オランダ領東インドについても、輸出経済にとっての林産物はとるに足りない存在だった。逆に箱材を日本などから輸入しており、1930年代後半についてみる限り、林産物の貿易収支は拮抗していた¹⁴⁾。熱帯雨林総体としてみたときに、輸出商品としてより重要性が高かったのは、実のところ木材ではなく、雑多な非木材林産物であった。

◎熱帯林業講座◎

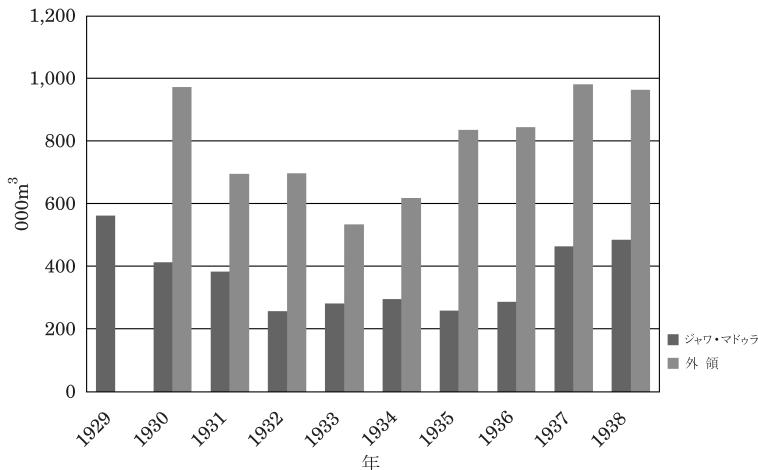


図 1 1930 年代のオランダ領インドにおける木材生産量。1929 年の外領については不明。
出典: Centraal Kantoor voor de Statistiek (1936), Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indie : 1935, Batavia ; Centraal Kantoor voor de Statistiek (1939), Statistisch Zakboekje voor Nederlandsch Indie : 1939, Batavia.

- 〔参考文献〕 1) E.P. Stebbing (1937) The Forests of West Africa and the Sahara, London : Chambers. 2) Forest Survey of India (2001) State of Forest Report 2001, Dehra Dun. 3) FAO (2001) The Global Forest Resources Assessment 2000 : Main Report, Rome. 4) Office of the Register General (2004) Primary Census Abstract : India, States and Union Territories, New Delhi. 5) <http://goidirectory.nic.in/stateut.htm>. 6) B. Ribbentrop (1900) Forestry in British India, Calcutta : Government Priniting. 7) Kerala Forest and Wildlife Department (2000) Forest Statistics 1999, Thiruvananthapuram. 8) B.E. Smythies (1963) History of Forestry in Sarawak, Malayan Forester 26 : 236-239. 9) H. Longhurst (1956) The Borneo Story : The History of the First 100 years of Trading in the Far East by the Borneo Company Limited, London : Newman Neame. 10) M.S.H. McArthur (1987) Report on Brunei in 1904, Athens : Ohio University. 11) Hassan-Zaki P. and Shinohara T. (2004) A Study in Timber and Wood-Based Industries Development in the State of Pahang, Peninsular Malaysia, 林業経済研究 50 (1) : 76-82. 12) 福原一雄 (1942) 南方林業経済論, 霞ヶ関書房. 東京 13) 森 三郎 (1944) 南方の木材産業, 河出書房. 東京 14) 竹下吉信 (1942) 大東亜共栄圏に於ける蘭印林業の地位 (その一), 日本林学会誌 24 (4) : 198-206.